

令和 2年 4月10日

兵庫県健康福祉部健康局医務課長 様

申請予定者

名 称 公益財団法人甲南会甲南医療センター

所 在 地 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16

開 設 者 公益財団法人甲南会

代表理事 平生 誠三



地域医療支援病院名称事前協議書の提出について

標記のことについて、関係書類を添えて提出します。

(様式1)

地域医療支援病院名称承認事前協議書

1 病院の概要

名 称	公益財団法人甲南会 甲南医療センター	設立 年月日	昭和5年 12月27日
病院の所在地	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16		
開 設 者	公益財団法人甲南会	病床数	一 般 380 床
管 理 者	代表理事 平生誠三		療 養 床
診 療 科 目	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻 咽喉科、放射線科、整形外科、皮 膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、 精神科、形成外科、腎臓内科、消 化器内科、循環器内科、呼吸器内 科、脳神経内科、腫瘍・血液内科、 リウマチ科、緩和ケア内科、消化器外 科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓 血管外科、脳神経外科、麻酔科、 歯科口腔外科、病理診断科、救急 科		精 神 床 結 核 床 感染症 床 計 380 床

2 医療従事者

職 名	必要数	現在人員	職 名	必要数	現在人員
医 師	25	133.0	薬 剤 師	3	18.0
看 護 師	88	378.0	栄 養 士	1	5.0
准 看 護 師	—	2.5	放 射 線 技 師	—	18.0
看 護 補 助 者	—	22.5	調 理 師	—	0.0
臨床検査技師	—	30.0	事 務 員	—	83.9
理学療法士	—	14.0	そ の 他	—	36.8
作業療法士	—	4.0	計	117	745.7

(様式1)

3 地域医療支援病院開設の趣旨等

・当該二次医療圏域の医療事情

人口153万人の神戸医療圏は9の行政区に分かれており、12の地域医療支援病院があり、人口約13万人に一つの割合で存在するが、唯一東灘区に該当病院は存在しない。兵庫県全域を見ても人口547万人に対して37の該当病院が存在し、その割合は約15万人に一つである。人口21万の東灘区は地域医療支援病院の空白地帯であり、地域医療の中核となり地域医療を支える病院が必要とされている。

・地域医療支援病院開設の趣旨

上記のような環境下で、当法人の東灘区の2病院（公益財団法人甲南会甲南医療センター及び公益財団法人甲南会六甲アイランド甲南病院）は地域の中核医療を担い、地域の医療機関との連携を図り、開放病床を設けて地域医療を支援、医療人材の育成に努めてきた。この実績は既に地域医療支援病院としての実績に等しい。2019年10月には当法人の2病院の機能を統合再編し、公益財団法人甲南会甲南医療センターに中核医療を集約化させ、更に地域医療を支援していく体制を整えた。公益財団法人甲南会甲南医療センターが地域医療支援病院として承認されることによって、その役割を地域の中でより一層明確化し、責任を持って地域医療を支援していく所存である。

4 関係者との調整に関する事項

関係者	調整状況
地元医師会	東灘医師会、東灘歯科医師会、灘医師会、芦屋医師会の会長に地域医療支援病院開設の説明を行うとともに、運営委員就任の依頼を行い、承諾を得る。各医師会には、ご意見を頂きながら、今後地域医療支援病院として、地域医療機関と協力しながら、運営を図っていくことを確認頂いた。
健康福祉推進協議会	令和2年〇月開催予定の神戸市保健医療審議会医療専門分科会にて審議予定
その他	

公益財団法人甲南会
甲南医療センター
院長 具 英成 殿

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸東灘区及び灘区や芦屋市の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

令和 2 年 6 月 17 日

神戸市東灘区医師会

会長 堀本仁士




公益財団法人甲南会
甲南医療センター
院長 具 英成 殿

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸東灘区及び灘区や芦屋市の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

令和 2 年 6 月 19 日

神戸市灘区医師会

会長 片山 啓 


公益財団法人甲南会
甲南医療センター
院長 具 英成 殿

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸東灘区及び灘区や芦屋市の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

令和 2 年 6 月 19 日

芦屋市医師会

会長 高 義 雄 印 

公益財団法人甲南会

甲南医療センター

院長 具 英成 殿

印付

地域医療支援病院名称使用の承認申請に関する同意書

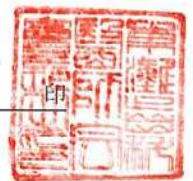
当医師会は、貴院が地域の中核病院として、地域住民が必要とする医療を受け、安心して療養を続けられるために近隣の医療機関や「かかりつけ医」、介護施設などと連携し、神戸東灘区及び灘区や芦屋市の医療圏における地域医療をさらに充実させるため、地域医療支援病院として承認申請されることに同意いたします。

令和2年6月15日

神戸市東灘区歯科医師会

会長

岩本 正人



(様式第1号)

番号
令和 2年 4月 10日

兵庫県知事 殿

住 所 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16
申請者 公益財団法人甲南会
氏 名 代表理事 平生 誠三



公益財団法人甲南会甲南医療センターの地域医療支援病院の名称の承認について

標記について、医療法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒658-0064 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16
氏名	公益財団法人甲南会

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

公益財団法人甲南会甲南医療センター

3 所在の場所

〒658-0064 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16 電話 (078) 851-2161

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	380床	380床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 人工呼吸器、心拍出量モニター、低体温装置 病床数 8床
化学検査室	(主な設備) LABOSPECT008α 2台 ADVIA 21201 2台
細菌検査室	(主な設備) MicroScan Walk Away96 Bactec Fx 安全キャビネットVH-1303BH-2A2他
病理検査室	(主な設備) LEICA BOND-MAX 局所排気装置 (zec-tec) 他
病理解剖室	(主な設備) 遺体専用冷蔵庫他
研究室	(主な設備) ホワイトボード、パソコン
講義室	室数 3室 会議室A 57席、会議室B 48席、会議室C 54席 計159人
図書室	室数 1室 蔵所数 400冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) ストレッチャー固定装置、ベッドサイドモニター、吸引器 保有台数 2台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 12.0㎡ [共用室の場合]

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	64.5%	算定期間	2019年 4月 1日～ 2020年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	85.0%		
算出根拠	A：紹介患者の数		6,741人
	B：初診患者の数		10,446人
	C：逆紹介患者の数		8,879人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第3号) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考	
1	医師	高橋 徹也	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
2	看護師	高尾 辰徳	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
3	看護師	富永 敦子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
4	看護師	渡辺 真代	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
5	看護師	振角 なつみ	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
6	看護師	トランプ 真理子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
7	看護師	中垣 貴子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
8	看護師	伊東 恵莉	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
9	看護師	寺井 深雪	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
10	看護師	高濱 葉子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
11	看護師	大島 仁美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
12	看護師	森口 聡子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
13	看護師	前田 智子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
14	看護師	坂本 淳子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
15	看護師	坪井 千晶	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
16	看護師	大西 かえで	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
17	看護師	村山 美沙紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
18	看護師	新田 安紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
19	看護師	長田 佳那美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
20	看護師	小笠原 ます美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
21	看護師	濱田 百合	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
22	看護師	青山 昌太	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
23	看護師	北川 千穂	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
24	看護師	岡本 佐和	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
25	看護師	宝満 明花	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
26	看護師	大西 直	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
27	看護師	深田 美咲	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
28	看護師	鹿庭 詩織	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
29	看護師	横尾 美絵	常勤 非常勤	専従 非専従		
30	看護師	田中 敦子	常勤 非常勤	専従 非専従		
31	看護師	守本 敏子	常勤 非常勤	専従 非専従		
32	看護師	山田 尚	常勤 非常勤	専従 非専従		
33	看護師	入江 瞳	常勤 非常勤	専従 非専従		
34	看護師	山川 聖	常勤 非常勤	専従 非専従		
35	看護師	小井 千太郎	常勤 非常勤	専従 非専従		
36	看護師	石田 直樹	常勤 非常勤	専従 非専従		
37	看護師	岡本 萌	常勤 非常勤	専従 非専従		
38	医師	原田 彩香	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器内科
39	医師	苛原 彩	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	糖尿病・内分泌・総合内科
40	医師	白石 龍人	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	緩和ケア内科

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
41	医師	長野 知之	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
42	医師	西山 美菜子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 糖尿病・内分泌・総合内科
43	医師	南 晶洋	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 消化器内科
44	医師	松浦 敬憲	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 消化器内科
45	医師	松井 恒樹	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 消化器内科
46	医師	下川 泰史	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
47	医師	東堂 沙紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
48	医師	川口 晃司	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 腫瘍・血液内科
49	医師	津田 悠三	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 糖尿病・内分泌・総合内科
50	医師	大久保 英明	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
51	医師	岩崎 隆英	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 腎臓内科
52	医師	毛野 まり華	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 糖尿病・内分泌・総合内科
53	医師	首藤 彰	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 消化器内科
54	医師	金谷 雅之	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 糖尿病・内分泌・総合内科
55	医師	黒瀬 潤	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
56	医師	吉田 健一	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 糖尿病・内分泌・総合内科
57	医師	鷹津 英	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 緩和ケア内科
58	医師	兵庫 聖大	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 循環器内科
59	医師	山中 広大	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 消化器内科
60	医師	塙 信人	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 腎臓内科

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考	
61	医師	河原 史明	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器内科
62	医師	八木 佑加子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	緩和ケア内科
63	医師	山口 崇	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	緩和ケア内科
64	医師	五十嵐 佑子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	緩和ケア内科
65	医師	田中 伸明	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	循環器内科
66	医師	西岡 千晴	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器内科
67	医師	太田 総一郎	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	循環器内科
68	医師	北村 重和	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	脳神経内科
69	医師	山田 浩幸	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	糖尿病・内分泌・総合内科
70	医師	鎌田 寛	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	脳神経内科
71	医師	下山 学	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	腫瘍・血液内科
72	医師	清水 宏紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	循環器内科
73	医師	谷 聡	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	腫瘍・血液内科
74	医師	福永 馨	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	糖尿病・内分泌・総合内科
75	医師	肥後 里実	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	糖尿病・内分泌・総合内科
76	医師	川島 龍樹	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器外科
77	医師	本岡 康彦	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	脳神経外科
78	医師	中林 大治	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
79	医師	田中 悟	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
80	医師	松尾 和哉	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	脳神経外科

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考	
81	医師	南 和宏	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	呼吸器外科
82	医師	堀 達雄	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	脳神経外科
83	医師	木村 健作	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	形成外科
84	医師	桃園 宏之	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	泌尿器科
85	医師	山城 憲二郎	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	形成外科
86	医師	古出 隆大	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器外科
87	医師	片岡 君成	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
88	医師	佐々木 優	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
89	医師	木原 伸介	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
90	医師	藤田 敏忠	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器外科
91	医師	高橋 完靖	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
92	医師	芝岡 美枝	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	形成外科
93	医師	安田 貴志	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器外科
94	医師	後藤 直大	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	消化器外科
95	医師	牧野 健	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	整形外科
96	医師	若松 亮太	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	臨床研修医
97	医師	木村 碧	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	臨床研修医
98	医師	藤田 昌秀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	臨床研修医
99	医師	松野 陽介	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	臨床研修医
100	医師	青木 友里	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	臨床研修医

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
101	医師	田淵 晶子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
102	医師	新丸 尚輝	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
103	医師	小島 克仁	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
104	医師	嶋村 菜央	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
105	医師	小野 竜輝	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
106	医師	山中 智晴	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
107	医師	堤 香菜子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
108	医師	田中 翔	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
109	医師	今井 理揮	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
110	医師	坂根 達哉	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
111	医師	越智 博隆	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
112	医師	山崎 健	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
113	医師	太田 晋平	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
114	医師	口分田 啓	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
115	医師	安見 武哲	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
116	医師	藤本 圭祐	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
117	医師	阪本 裕依子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
118	医師	高橋 良輔	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
119	医師	秦野 暢子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医
120	医師	吉村 亜紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 臨床研修医

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
121	医師	平瀬 敏志	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
122	医師	原 征資	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
123	医師	谷口 裕章	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
124	医師	小柴 ゆかり	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
125	医師	中野 加奈子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
126	医師	梶 瑞佳	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
127	医師	井濶 茎子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
128	医師	太田 國隆	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15 小児科
129	看護師	松岡 千絵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
130	看護師	正岡 ゆう子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
131	看護師	岡村 真由美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
132	看護師	城下 淳子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
133	看護師	宮坂 悦子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
134	看護師	野口 ひさみ	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
135	看護師	藤田 直子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
136	看護師	植田 操	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
137	看護師	渡辺 弘美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
138	看護師	金沢 美保	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
139	看護師	平良 貴子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
140	看護師	川崎 敬子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
141	看護師	安永 智子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
142	看護師	一 かよ子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
143	検査技師	林 優子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
144	検査技師	間柴 祐子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
145	検査技師	小嶋 真理	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
146	検査技師	松本 広美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
147	検査技師	武智 麻里	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
148	検査技師	後藤 蘭	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
149	検査技師	田村 絃一	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
150	検査技師	井上 德行	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
151	検査技師	有田 公子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
152	検査技師	中西 さおり	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
153	検査技師	清藤 美香	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
154	検査技師	土肥 真依子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
155	検査技師	井野 由理枝	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
156	検査技師	銅手 佳奈	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
157	検査技師	黒葛原 郁恵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
158	検査技師	中西 さおり	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
159	検査技師	松永 早紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	
160	薬剤師	足立 つばさ	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15	

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
161	薬剤師	宮良 五十鈴	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
162	薬剤師	江口 未来	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
163	薬剤師	君羅 加奈恵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
164	薬剤師	外村 奈央	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
165	薬剤師	藤原 昌美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
166	薬剤師	関山 慶紀	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
167	薬剤師	藤井 信太郎	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
168	薬剤師	坂本 千文	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
169	薬剤師	林 優見	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
170	薬剤師	中橋 一馬	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
171	薬剤師	福原 純	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
172	薬剤師	奥野 護	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
173	薬剤師	川真田 将貴	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
174	薬剤師	開発 利江	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
175	放射線技師	井本 正彦	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
176	放射線技師	齋藤 一樹	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
177	放射線技師	吉崎 正哉	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
178	放射線技師	岸本 武司	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
179	放射線技師	長船 莉恵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
180	放射線技師	福田 正樹	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
181	放射線技師	渡辺 良真	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
182	放射線技師	佐野 剛士	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
183	放射線技師	藤本 玲於	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
184	放射線技師	大嶋 とも華	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
185	放射線技師	松下 晃士	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
186	放射線技師	金子 美幸	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
187	放射線技師	前林 瑛里奈	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
188	放射線技師	川西 徹	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
189	臨床工学 技士	荒川 隆宗	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
190	臨床工学 技士	藤田 明子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
191	臨床工学 技士	空野 葵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
192	臨床工学 技士	明石 光弘	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
193	臨床工学 技士	水井 章人	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
194	臨床工学 技士	高橋 利充	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
195	臨床工学 技士	中村 麻美	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
196	臨床工学 技士	山本 真知子	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
197	臨床工学 技士	中村 和也	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
198	臨床工学 技士	中田 友絵	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
199	臨床工学 技士	樋口 夏希	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15
200	臨床工学 技士	小西 峻平	常勤 非常勤	専従 非専従	8:30~17:15

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	一般372床 ICU8床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来	306.9㎡	(主な設備) 人工呼吸器、人工心臓マッサージ器	可
一般撮影室	76.3㎡	(主な設備) X線撮影、X線透視、結石破碎装置	可
血管撮影装置	123.8㎡	(主な設備) 血管撮影装置	可
CT・MRI室	85.6㎡	(主な設備) 全身用CT撮影装置	可
生理検査室	218.3㎡	(主な設備) エコー、心電図	可

4 備考

兵庫県知事による救急医療機関の告示認定済（兵庫県告示第721号）
病院開設届出事項変更届により救急科の新設（令和元年10月1日）

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	3,458人 (1,698人)
上記以外の救急患者の数	4,603人 (902人)
合計	8,061人 (2,600人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2台
---------------	----

(様式例第4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

2019年4月～2020年3月 実績 147件(延べ数)、病床利用率 8.03% 開設者と直接関係のない医療機関の延べ数 147件 計算式 $5\text{床} \times 366\text{日} (2019\text{年}4\text{月}1\text{日} \sim 2020\text{年}3\text{月}31\text{日}) = 1,830 \text{ (延べ病床数)}$ $147 \text{ (延べ数)} \div 1,830 \text{ (延べ病床数)} \times 100 = 8.03$ 共同利用件数実績 2019年4月1日～2020年3月31日 放射線検査関連 1,010件 生理検査実績 0件 開設者と直接関係のない医療機関の延べ数 1,010件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

放射線検査関連 CT、MRI、RI、単純レンドン、内視鏡カメラ等 生理検査関連 心電図、超音波検査、脳波検査、神経伝達速度検査等 その他 図書室、研修会等への参加

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：住田 博美
職 種：看護師

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙参照				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

登録医 一覧表

2020/3/31現在

NO,	登録医番号	医療機関名	診療科	医師名	〒	住所	番地	経営上の関係
1	1801001	清成外科内科医院	内・外・消	清成 則久	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	3-10-12	無
2	1801002	医療法人徳会 田中医院	内・循	田中 良樹	658-0016	神戸市東灘区本山中町	3-4-13	無
3	1801003	桐山クリニック	内・消	桐山 和雄	658-0072	神戸市東灘区岡本	2-5-9	無
4	1801004	松井クリニック	内・消	松井 悦郎	658-0032	神戸市東灘区向洋町中	7-1-5-102	無
5	1801005	三上内科クリニック	内・循	三上 修司	658-0032	神戸市東灘区向洋町中	3-2-2	無
6	1801006	医療法人社団四葉会 瀧口クリニック	外・消	瀧口 安彦	658-0027	神戸市東灘区青木	5-2-17	無
7	1801007	阿部整形外科リウマチ科クリニック	整形外科・リウマチ	阿部 修治	658-0032	神戸市東灘区向洋町中	2-10	無
8	1801008	河合医院	内・小	河合 隆行	658-0013	神戸市東灘区深江北町	3-10-8	無
9	1801009	くぼたレディースクリニック	婦	窪田 耕三	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	1-7-2	無
10	1801010	医療法人社団 河原医院	内・消	河原 啓	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	2-12-3	無
11	1801012	やながわクリニック	外・循・消・呼	柳川 昌弘	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	1-1-2	無
12	1801013	たぶち耳鼻咽喉科	耳	田淵 圭作	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	1-1-2	無
13	1801014	医療法人社団 御影さげんクリニック	整形外科・リハビリ	久網 正勇	658-0048	神戸市東灘区御影郡家	2-16-10	無
14	1801015	のぶさわ内科医院	内・循・呼	延沢 彰	658-0084	神戸市東灘区甲南町	3-8-17	無
15	1801016	さかた内科クリニック	内	坂田 宗昭	658-0032	神戸市東灘区向洋町中	5-15	無
16	1801017	青山医院	外・消・肛門	青山 正人	658-0084	神戸市東灘区甲南町	1-4-18-101	無
17	1801018	目黒医院	外・消・呼	目黒 文朗	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-3-22	無
18	1801019	かみむら整形外科クリニック	整形外科・リハビリ	上村 正樹	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-11-20	無
19	1801020	医療法人社団仁心会 谷尻医院	内・循・消・呼	谷尻 力	658-0046	神戸市東灘区御影本町	4-10-6	無
20	1801022	医療法人社団 整形外科クリニック	整形外科・リハビリ	李 潤煥	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	3-4-15	無
21	1801023	まご中町内科	内・循・呼	岡田 真理子	658-0083	神戸市東灘区魚崎中町	1-9-11	無
22	1801024	おがた整形外科	整形外科	岡田 欣之	658-0083	神戸市東灘区魚崎中町	1-9-11	無
23	1801025	小屋医院	内・循・消	小屋 裕司	658-0041	神戸市東灘区住吉南町	5-6-19	無
24	1801026	杉原クリニック	外・消	杉原 順一	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	4-4-1-212	無
25	1801027	医療法人社団 赤松クリニック	整形外科・リウマチ	赤松 俊浩	658-0081	神戸市東灘区田中町	3-8-15	無
26	1801028	つじもと耳鼻咽喉科	耳	辻本 俊弥	658-0072	神戸市東灘区岡本	1-6-12	無
27	1801029	雨宮皮膚科	皮膚	雨宮 直幹	658-0083	神戸市東灘区魚崎中町	4-6-15	無
28	1801030	高瀬内科	内	高瀬 重暉	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-15-12	無
29	1801031	医療法人社団 やまぐち内科医院	内・循	山口 務	658-0025	神戸市東灘区魚崎南町	5-13-1	無

30	1801032	医療法人社団 たかくら内科・循環器科	内・循	高倉 正裕	658-0015	神戸市東灘区本山南町	9-8-37	無
31	1801033	はせがわ耳鼻咽喉科クリニック	耳	長谷川 信吾	658-0047	神戸市東灘区御影	2-8-11	無
32	1801034	やすまるクリニック	内・消	安丸 正一	658-0051	神戸市東灘区住吉本町	3-4-15	無
33	1801035	耳鼻咽喉科藤木クリニック	耳	藤木 暢也	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-11-20	無
34	1801036	生田整形外科クリニック	整形外科	生田 進一	658-0054	神戸市東灘区御影中町	1-16-20	無
35	1801037	神吉外科・内科	内・外・整外	神吉 明子	658-0054	神戸市東灘区御影中町	1-17-8	無
36	1801039	木戸みみ・はな・のどクリニック	耳	木戸 茉莉子	658-0052	神戸市東灘区住吉東町	4-7-27	無
37	1801040	田中内科循環器内科クリニック	内・循	田中 健二郎	658-0054	神戸市東灘区御影中町	1-16-20	無
38	1801041	黒田内科循環器内科	内・循	黒田 祐一	658-0047	神戸市東灘区御影	2-10-31	無
39	1801042	たなか内科クリニック	内	田中 成美	658-0065	神戸市東灘区御影山手	1-4-9	無
40	1801043	たむら皮膚科クリニック	皮	田村 真吾	658-0065	神戸市東灘区御影山手	1-4-9	無
41	1801044	登村レディースクリニック	産婦	登村 尚明	658-0046	神戸市東灘区御影本町	4-11-5	無
42	1801046	山村内科循環器科	内・循	山根 洋代	658-0046	神戸市東灘区御影本町	2-15-2	無
43	1801047	森垣胃腸科外科	内・外・小・リ 麻・消	森垣 颯	658-0047	神戸市東灘区御影	1-12-9	無
44	1801048	原田医院	内・外・循・泌 消・呼・皮	原田 佳明	658-0048	神戸市東灘区御影郡家	2-19-14	無
45	1801050	小林クリニック	内・泌	小林 重行	658-0048	神戸市東灘区御影郡家	1-30-17	無
46	1801051	医療法人社団 うめがき診療所	内	榎垣 寛治	658-0027	神戸市東灘区青木	6-6-11	無
47	1801053	中野泌尿器科	泌	中野 康治	654-0023	神戸市須磨区戎町	3-1-24	無
48	1801054	藤田医院	内・消・眼	藤田 満	658-0014	神戸市東灘区北青木	3-4-20	無
49	1801057	是則医院	内・小	是則 清一	658-0048	神戸市東灘区御影郡家	1-32-18	無
50	1801058	ろうこう医療生活協同組合 うはらクリニック	内・老内	村上 正治	658-0082	神戸市東灘区魚崎北町	5-6-12	無
51	1801059	医療法人福益 小林整形外科クリニック	整形外科・小・リ・リ リ	小林 恵三	658-0001	神戸市東灘区森北町	1-7-13	無
52	1801060	長坂医院	内	長坂 肇	658-0072	神戸市東灘区岡本	2-4-11	無
53	1801061	やなぎ整形外科クリニック	整形外科・小・リ・リ リ	野柳 俊英	658-0025	神戸市東灘区魚崎南町	5-13-1	無
54	1801062	医療法人梅平会 神戸本山うめがき診療所	小・リ・リ リ	山根 秀一	658-0014	神戸市東灘区北青木	2-1-32	無
55	1801063	森本クリニック	内	森本 康男	657-0025	神戸市灘区高徳町	5-1-6	無
56	1801064	いずみハートクリニック	精神・心療内科	泉 和秀	658-0072	神戸市東灘区岡本	2-7-3	無
57	1801065	椿田小児科	小	椿田 重彦	657-0028	神戸市灘区森後町	2-1-2	無
58	1801066	おおた内科医院	内・消	太田 章彦	657-0846	神戸市灘区岩屋北町	7-1-29	無
59	1801067	医療法人社団信幸会 川北クリニック	外・消	川北 直人	658-0084	神戸市東灘区甲南町	3-9-8	無
60	1801068	医療法人社団 たなべ産婦人科	産婦	田邊 恭三	657-0028	神戸市灘区森後町	3-5-30	無

61	1801070	あだち耳鼻咽喉科	耳	足立 みゆき	658-0016	神戸市東灘区本山中町	4-1-3	無
62	1801077	あんどら皮膚科	皮	安東 侑美	658-0072	神戸市東灘区岡本	1-11-29	無
63	1801078	たつたクリニック	精神・心療内科	達田 健司	651-0097	神戸市中央区布引町	4-2-12-703	無
64	1801079	やました皮膚科クリニック	皮	山下 純史	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	4-4-1	無
65	1801080	医療法人社団 坂田医院	内・小	坂田 彰	658-0046	神戸市東灘区御影本町	6-2-19	無
66	1801081	賀来医院	内・小・内科	賀来 正俊	658-0081	神戸市東灘区田中町	2-3-1	無
67	1801082	土田クリニック	内・循・泌・消	土田 均	658-0014	神戸市東灘区北青木	3-8-31	無
68	1801086	医療法人社団 中林整形外科クリニック	整形外科・リハビリ	中林 幹治	657-0831	神戸市灘区水道筋	4-3-14	無
69	1801087	いまにし泌尿器科	泌	今西 治	657-0846	神戸市灘区岩屋北町	2-3-13	無
70	1801088	田中医院	内・神経内科	田中 晴夫	657-0826	神戸市灘区倉石通	4-1-24	無
71	1801091	医療法人社団 本山クリニック	内・循	本山 隆草	651-0076	神戸市中央区吾妻通	6-4-17	無
72	1801092	清原整形外科医院	整形外科・リハビリ	清原 稔之	658-0083	神戸市東灘区角崎中町	3-5-4	無
73	1801093	東 こどもの心とからだのクリニック	小児	東 佐保子	658-0047	神戸市東灘区御影	2-2-13	無
74	1801095	三浦内科クリニック	内・消	三浦 永充	658-0015	神戸市東灘区本山南町	9-7-26	無
75	1801096	医療法人社団 村田医院	外・皮膚	村田 一	658-0072	神戸市東灘区岡本	3-12-12	無
76	1801097	成山クリニック	外・整形外科・消	成山 多喜男	658-0015	神戸市東灘区本山南町	4-1-3	無
77	1801098	内科・胃腸科 中村医院	内・消	中村 好廣	658-0052	神戸市東灘区住吉東町	4-7-27	無
78	1801099	甲有会クリニック	内	大山 眞一郎	658-0021	神戸市東灘区深江本町	3-8-22	無
79	1801100	医療法人社団 王子会 王子クリニック	内・循	鄒 美千代	651-0053	神戸市中央区籠池通	5-1-25	無
80	1801101	ほそい眼科	眼	細井 千草	657-0034	神戸市灘区記田町	2-3-13	無
81	1801102	松田耳鼻咽喉科医院	耳	松田 眞一	658-0011	神戸市東灘区森南町	1-5-1	無
82	1801103	深山医院	内・小児	深山 鉄平	658-0021	神戸市東灘区深江本町	3-2-26	無
83	1801104	医療法人社団 山崎産科婦人科医院	乳腺外科・産婦	山崎 敦子	658-0052	神戸市東灘区住吉東町	2-4-38	無
84	1801105	鈴木歯科クリニック	歯・口腔外科	鈴木 明彦	657-0059	神戸市灘区篠原南町	3-7-13	無
85	1801106	はま内科はーとクリニック	内・循・漢方内科	濱森 康雄	658-0013	神戸市東灘区深江北町	3-4-23	無
86	1802108	神尾小児科	小	神尾 守房	658-0012	神戸市東灘区本庄町	1-15-12	無
87	1802111	まっ心療クリニック	精神・心療内科	松井 律子	658-0072	神戸市東灘区岡本	2-4-15	無
88	1802112	中尾クリニック	脳外	中尾 哲	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	3-8-3	無
89	1802113	中島内科医院	内	中島 克明	658-0048	神戸市東灘区御影郡家	2-4-16-1	無
90	1802114	口分田玄瑞診療所	内・麻・放	口分田 真	658-0003	神戸市東灘区本山北町	2-6-5	無
91	1802116	山形耳鼻咽喉科	耳	山形 健一	658-0014	神戸市東灘区北青木	3-4-19	無
92	1802117	まるぐち皮膚科クリニック	皮・形外	丸口 友子	657-0027	神戸市灘区永手町	3-4-4	無

93	1802118	古川小児科	小	古川 逸樹	658-0015	神戸市東灘区本山南町	8-5-32	無
94	1802122	山本眼科	眼	山本 美和	657-0842	神戸市灘区船寺町	5-2-2	無
95	1802123	工藤循環器内科	内・循	工藤 宏計	658-0081	神戸市東灘区田中町	5-1-5	無
96	1802125	吉田小児科医院	小	吉田 澄子	658-0064	神戸市東灘区鴨子ヶ原	3-28-33	無
97	1802126	フワローロード服部内科	内・循・呼	服部 かおる	651-0097	神戸市中央区布引町	3-1-7	無
98	1802127	阿部内科循環器科	内・循	阿部 諭吉	658-0011	神戸市東灘区森南町	2-1-13	無
99	1802128	黒木医院	内	黒木 輝幸	657-0033	神戸市灘区徳井町	5-1-7	無
100	1802129	神本内科医院	内・消	神本 博勝	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	3-1-3	無
101	1802131	藤田外科医院	外・心外・リハビリ	藤田 保	658-0082	神戸市東灘区魚崎北町	1-13-9	無
102	1802132	川口クリニック	内・循・消・呼・小	松梨 真知子	657-0831	神戸市灘区水道筋	5-2-17	無
103	1802134	医療法人社団大智会 市橋クリニック	整外・リハビリ	市橋 研一	658-0013	神戸市東灘区深江北町	5-7-15	無
104	1802135	村田クリニック	内・消・放	村田 成正	658-0082	神戸市東灘区魚崎北町	5-9-5	無
105	1802137	岡林内科クリニック	内	岡林 克典	658-0013	神戸市東灘区深江北町	2-7-5	無
106	1802139	医療法人社団 西尾耳鼻咽喉科	耳	西尾 輝光	658-0013	神戸市東灘区深江北町	3-4-23	無
107	1803141	筒井小児科クリニック	小	筒井 孟	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-13-22-107	無
108	1803142	ばん皮膚科・形成クリニック	皮・形	伴 政雄	658-0072	神戸市東灘区岡本	1-3-19	無
109	1803143	池田診療所	内・小・産	池田 良	658-0001	神戸市東灘区森北町	2-2-3	無
110	1803144	くさぎ医療生活協同組合 けいさクリニック	内	片山 茂明	658-0081	神戸市東灘区田中町	2-9-10	無
111	1804146	つじもと内科・循環器内科	内・循	辻本 豪	658-0001	神戸市東灘区森北町	1-7-13	無
112	1806147	堀本医院	外・循・呼	堀本 仁士	658-0072	神戸市東灘区岡本	4-4-23	無
113	1807148	医療法人社団 高倉整形外科クリニック	整外・リハビリ・リウマ	高倉 義幸	657-0033	神戸市灘区徳井町	5-4-21	無
114	1810149	ファミリアメディカル神戸クリニック	小	田中 聡	650-0038	神戸市中央区西町	33-2	無
115	1810150	医療法人社団仁愛会 中川医院	内・小・アレルギー	中川 元子	658-0013	神戸市東灘区深江北町	3-4-22	無
116	1810151	青野クリニック	内・小・緩和	青野 悟志	657-0841	神戸市灘区灘南通	5-2-27	無
117	1811153	かしも眼科医院	眼	榎本 良亮	658-0011	神戸市東灘区森南町	1-9-7	無
118	1905157	トアロード形成美容クリニック	形外・美外	上出 泰央	650-0012	神戸市中央区北長狭通	3-12-15	無
119	1905158	せき川クリニック	内・消内・内視鏡	関川 昭	658-0081	神戸市東灘区田中町	1-6-11	無
120	1905160	うさみ内科クリニック	内・循内	宇佐美 雅也	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町	6-14-17	無
121	1907161	瀬原病・内分泌・漢方内科 新神戸おなかクリニック	内・外・糖尿病・内分泌 漢方内科・アレルギー	岡田 裕子	650-0002	神戸市中央区北野町	1-3-2	無
122	2001169	高齢者ケアセンター甲南診療所	内	菅原 徹雄	658-0001	神戸市東灘区森北町	6-1-3	無
123	2003171	岡田クリニック眼科	眼	岡田 芳春	651-0097	神戸市中央区布引町	3-1-7	無

公益財団法人甲南会甲南医療センター 開放病床運営要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人甲南会甲南医療センター開放病床運営要綱第4条に基づき実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(開放病床の編成)

第2条 開放病床は、東館2階病棟235号室(4床)、228号室(1床)を充当し、次の職員を置く。但し、病棟が満床の場合は、この限りではない。

診療担当	主治医
看護担当	東館2階病棟師長

(患者の入院、退院)

第3条 登録医が、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、原則として診療情報提供書をFAXで当院地域医療連携室/患者サポートセンターに送付し、当院の承認を受けるものとする。

- 2 前項により承認したときは、申請した登録医に開放病床入院承諾書(別紙様式第4号)によりFAXで通知するものとする。
- 3 当該患者の待遇、取り扱い等は当院の他の入院患者と同様とする。
- 4 患者の入院に当たっては、診療情報提供書の原本を持参するものとする。
- 5 退院の決定は、主治医が登録医ともに検討し、決定を行うものとする。

(診療)

第4条 開放病床入院患者の診療にあたっては、当院の医師が主治医、登録医が副主治医となって共同して行うものとする。

- 2 登録医の当院における診療時間は、原則月曜日から金曜日の午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、登録医と主治医の合意があれば、この限りではないものとする。
- 3 登録医が当院に赴くときには、原則として地域医療連携室/患者サポートセンターにあらかじめ連絡するものとする。
- 4 登録医は、当院において診療を行った場合は、開放型病床共同指導箋(別紙様式第 5 号)を記入し、登録医の所属する医療機関及び当院の双方の診療録に編綴するものとする。

(登録医の責務)

第5条 登録医は当院規程を守るとともに、来院の際は必ず登録医来院記録簿に所定事項を記入する。

- 2 登録医の重大な過失により当院に損害を与えた場合は、登録医は賠償の責任を負うものとする。

(連絡会および研究会)

第6条 開放病床の関係者は、必要の都度、連絡会及び症例検討会等の研究会を開催し、互いに協力研鑽に努めるものとする。

(施設の利用)

第7条 登録医は、手術・検査に立会い、また参加することができる。

- 2 登録医は、当院が主催する学術講演会、カンファレンス等に参加することができ、当院所有の図書の閲覧・複写ができる。
- 3 登録医は、開放病床入院患者に関する当院所有の医学資料を閲覧することができる。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、当院の他病床の例による。

(附則)

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から実施する。

(附則)

この要領の一部改正は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

(様式第5号) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1. 研修の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・神戸小児臨床症例検討会 神戸市内の二次救急輪番病院の小児科医師を招いた症例検討会 ・地域病院研修（症例検討会） 病院内での研修を通じた救急隊員向けの症例検討会。 ・循環器セミナー 近隣消防隊とともに救急搬送された患者のその後の経過、退・転院状況の説明、疾患についての講義等を行い、救急隊の技量・質の向上を図る研修会 ・認知症疾患事例検討会 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を目指す、地域医療従事者を対象にした症例検討会 ・東灘区骨粗鬆を考える会 地域整形外科医を対象にした骨折患者の二次骨折予防策についての研修 ・地域交流勉強会 地域医療機関・介護施設の看護介護職員等と共に、医療・介護の知識・技能習得を目指す研修会 ・実践能力向上研修公開講座 地域看護従事者とともに看護実践能力向上を目指す公開講座 ・出張講演会 地域の医療機関、介護施設等に診療部・看護部等より講師を派遣し、地域医療従事者の必要に応じた研修を行う。
--

2 研修の実績（内容は別紙参照）

(1) 地域の医療従事者への実施回数	16回
(2) (1) の合計研修者数	290人 (今期は院内医療従事者の参加人数は集計していないため、本病院以外の地域医療従事者の数のみを記載)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
- イ 研修委員会設置の有無 有・無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
太田 國隆	医師	小児科	副院長	34年	
清水 宏紀	医師	循環器内科	副院長	31年	教育責任者
松山 賢一	医師	精神科	医長	11年	
笠原 孝一	医師	整形外科	診療部長	29年	

牧野 健	医師	整形外科	診療部長	26年
松尾 知子	看護師	皮膚排泄ケア認定看護師		19年
松島 佳子	看護師	皮膚排泄ケア認定看護師		18年
窪田 順江	看護師	感染管理認定看護師		27年
松本 悠子	看護師	感染管理認定看護師		20年
田村 浩恵	看護師	認知症看護認定看護師		29年
別府 恵子	看護師	認知症看護認定看護師		32年

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室A	80.6㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン
会議室B	59.2㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン
会議室C	70.8㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン

別紙

(様式第5号)2.研修の実績内容

研修名	開催日	研修者数 (地域医療従事者) ※	備考 開催場所
神戸小児臨床症例検討会	令和元年6月5日	15	六甲アイランド・甲南病院
神戸小児臨床症例検討会	令和元年9月11日	20	神戸西市民病院
地域病院研修	令和元年11月13日	14	六甲アイランド・甲南病院
循環器セミナー	令和元年4月24日	13	六甲アイランド・甲南病院
循環器セミナー	令和元年5月22日	10	六甲アイランド・甲南病院
循環器セミナー	令和元年6月19日	10	六甲アイランド・甲南病院
循環器セミナー	令和元年7月24日	10	六甲アイランド・甲南病院
循環器セミナー	平成32年1月22日	24	甲南医療センター
OCT-Guided PCI Workshop	平成32年1月30日	6	甲南医療センター
認知症疾患事例検討会	令和元年8月1日	27	六甲アイランド・甲南病院
神戸腹膜透析セミナー	令和元年11月9日	16	スペースアルファ三宮
東灘区骨粗鬆を考える会	令和元年11月28日	5	甲南医療センター
地域交流勉強会	令和元年7月26日	29	六甲アイランド・甲南病院
診療部出張講演会	令和元年5月7日	41	特別養護老人ホーム 友愛苑
診療部小児科出張講演会	令和2年2月4日	20	親和保育園
看護部出張講演会	令和元年11月26日	30	特別養護老人ホーム セ・ラ・ヴィ
	合計	290	

※今期は院内医療従事者の参加人数は集計していないため、
本病院以外の地域医療従事者の数のみを記載

25. 研修プログラムの名称及び概要

プログラム番号： 030945306

病院施設番号： 030945 臨床研修病院の名称： 公益財団法人甲南会 甲南病院

臨床研修病院群番号： 0309453 臨床研修病院群名： 甲南病院臨床研修病院群

プログラム番号、病院施設番号及び臨床研修病院群番号は、既に取得されている場合に記入してください。

1. 研修プログラムの名称		甲南医療センター初期臨床研修プログラム			
2. 研修プログラムの特色		当院は2019年10月、六甲アイランド甲南病院との機能統合により最終的に29診療科480床を有し、より多様な医療ニーズに応えられる総合病院となります。一般および救急受診患者の増加が予想され、様々な症例に対する急性期医療を通じて基本的な知識・技術を習得することができます。中核病院として専門性の高い診療科を多数有しますが各科間の垣根は低く若手スタッフも多いことからアットホームな雰囲気の中で細やかな指導を提供しています。選択科目では自分の興味ある分野にじっくりと取り組めるように柔軟な運用をしています。			
3. 臨床研修の目標の概要		医師としての人格を涵養し、将来の専門分野に関わりなく、医療の果たす役割を認識しつつ、一般の日常における診療のみならず、重度の患者には適切な対応が出来るよう、基本的な診療能力を身につける。			
4. 研修期間		(2) 年 (原則として、「2年」と記入してください。)			
備考		2年間の研修修了後、内科希望の場合は、当院においては基幹型施設であるため評価等により引き続き専門研修も可能である。			
5. 臨床研修を行う分野		研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間)			
		*			
		病院施設番号	病院又は施設の名称		研修期間
必修科目	内科	030945	一般財団法人甲南会 甲南病院		24週以上
	救急部門	030945	一般財団法人甲南会 甲南病院		12週以上
	地域医療	030946	一般財団法人甲南会 六甲アイランド 甲南病院		4週以上
		030868	松前町立松前病院		
		191181	医療社団法人 清水メディカルクリニック		
	外科	030945	一般財団法人甲南会 甲南病院		4週以上
	小児科	030946	一般財団法人甲南会 甲南病院		4週以上
	精神科	031827	医療法人達磨会 東加古川病院		4週以上
	産婦人科	030543	社会医療法人愛仁会 千船病院		4週以上
		030946	一般財団法人甲南会 甲南病院		
選択科目	その他	030945	一般財団法人甲南会 甲南病院		40週以上
		030947	一般財団法人甲南会 甲南加古川病院		

基幹型臨床研修病院での研修期間・・・24週以上とする。

2年間を通じての救急部門の研修とみなす休日・夜間の当直回数・・・約96回

CPC開催は甲南医療センターで行う。

選択科目（40週以上）は以下の診療科の中から研修医の自由意思で選択する。

内科（循環器内科/消化器内科/糖尿病内分泌・一般内科/腎臓内科/腫瘍・血液内科/神経内科/緩和ケア内科）

小児科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、産婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、泌尿器科、放射線科、麻酔科

甲南医療センター 初期臨床研修規程

第1条 目的

この規定は、基幹型臨床研修病院である公益財団法人甲南会 甲南医療センター(以下、「当院」)において医師臨床研修(以下、「研修」)を実施するにあたり、当院の理念・基本方針をもとに、下記の初期臨床研修の理念・基本方針を実践するために必要な要項を定めたものである。

第2条 研修の理念と基本方針

1. 理念

甲南医療センターの理念および基本方針に基づいて第一線で診療できる医師を養成すること。

2. 基本方針

国民が要請する医師を育成するために、

- 1) 研修には、協力型臨床研修病院・施設を含むすべての病院職員が参画する。
- 2) 医療安全と指導体制を充実させ、研修医の身分を保証し、労働条件の改善に努め、研修の効率を高める。
- 3) 行動目標、経験目標の達成状況を把握し、研修目標を完遂させるべく形成的評価に基づき指導する。
- 4) 研修医の医療行為には、基本的に指導医が指示・監督し、その責任を負う。

第3条 適用範囲

1. 当院の全部門および協力型臨床研修病院・施設に対して適用する。

第4条 研修の種別・期間

1. 当院における研修は、医師法・歯科医師法第16条の2第1項に準拠し、研修を受ける者は医師国家試験に合格し、医師免許を有する者でなければならない。
2. 研修期間は原則2年間とする。

第5条 組織・運営

1. 研修を円滑に運営し効果を挙げるために研修管理委員会を設置する。研修に関する事務並びに実務全般の統括は研修管理委員長の担当とする。
研修管理委員会の運営は「研修管理委員会規程」により定める。
2. 研修の評価に関する事項等は、研修管理委員会の担当とする。
3. 研修医は、診療部の所属とする。

第6条 プログラム責任者・副プログラム責任者

1. 臨床研修プログラムを統括するプログラム責任者を置く。
2. プログラム責任者は、プログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任する。

3. プログラム責任者は研修プログラムの企画立案及び実施の管理を行い、研修医ごとに目標達成状況を把握し、総ての研修医が目標を達成できるように指導する研修責任を負う。
4. 必要に応じプログラム責任者の業務を補佐する副プログラム責任者を置くことができる。

第7条 研修実施責任者

1. 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修を管理する者として研修実施責任者を置く。
2. 研修実施責任者は研修管理委員会の構成員となる。

第8条 統括責任者(研修管理委員長)、臨床研修指導医(指導医)、上級医、指導者

1. 統括責任者とは診療科における臨床研修全般の統括を行う。
2. 指導医とは、常勤の医師であって、原則として7年以上の臨床経験を有し、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会(指導医講習会)を受講していることが必須である。指導医の役割を下記に示す。
 - 1) 研修指導の責任者であり、研修医を直接指導する場合だけでなく、いわゆる「屋根瓦方式」で指導医の指導監督の下、上級医が研修医を直接指導することも想定している。
 - 2) 研修医が担当した患者の病歴や手術記録を作成するよう指導する。
 - 3) 担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医の評価をプログラム責任者に報告する。
 - 4) 研修医の評価に当たって、当該研修医の指導を行った又は共に業務を行った医師、看護師その他の職員と情報を共有すること。
 - 5) 研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努める。
 - 6) 指導医を始めとする医師及び医師以外の医療職は、各分野・診療科のローテーション終了時に、到達目標の達成度を評価する。
 - 7) 研修医自身が、インターネットを用いた評価システム(EPOC)を活用して、研修の進捗状況を把握するように指導する。
 - 8) 定期的に研修の進捗状況を研修医に知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価結果を共有し、より効果的な研修へとつなげる。
3. 上級医とは、有資格の「指導医」以外で、研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。いわゆる「屋根方式」の指導体制においては、指導医と研修医の間にあって、重要な役割を担う。上級医は、休日・夜間の当直における研修医の指導に関して、指導医と同等の役割をはたす。休日・夜間の当直時、指導医又は上級医に相談できる体制であり、必要時、直ちに対応すること。
4. 医師以外の医療職種(指導者)とは、看護師、薬剤師、臨床検査技師等、研修医の指導に関係する医師以外の医療職種全てを指す。研修医の教育研修は医師のみならず、全ての職員が協働し、病院一丸となつて行う。とくに、研修医の真正な評価には、医師以外の医療職種を含めた「360度評価」を行う。

第9条 指導体制

1. 研修医は単独で患者を受け持つことはできない。指導医監督のもとで診療する。
2. 研修医の上に、上級医、指導医が位置づけられ屋根瓦方式の指導体制とする。

第10条 研修の申し込み・選考・採用・中断

1. 申し込み

研修希望者は下記の書類を添えて所定の期日までに病院に提出しなければならない。

- 1) 履歴書
- 2) 卒業証明書または卒業見込み証明書
- 3) 健康診断書
- 4) 成績証明書、CBT成績証明書

2. 選考

- 1) 選考は小論文、面接及び書類審査に基づき、あらかじめ定められた選考基準により実施する。
- 2) 面接を担当する選考者は、院長が指名する。
- 3) 選考結果に基づき、院長の承認を得て医師臨床研修協議会・歯科医師臨床研修協議会(以下協議会という)の実施する研修医マッチングに登録する。

3. 採用

- 1) 研修医の採用は、小論文・面接・書類審査による選考結果および研修医マッチングの結果を受け、院長が決定し受験者に通知する。
- 2) マッチ者が採用予定人数に満たない場合は、原則として二次募集を実施する。
- 3) 研修医として採用された者は、誓約書を所定の期日までに院長に提出しなければならない。

4. 研修の中断と再開

- 1) 研修管理委員会は、医師としての適性を欠く場合、病気、出産など療養で研修医として研修継続が困難と認めた場合、その時点での当該研修医の研修評価を行い、院長に報告する。
- 2) 院長は(1)の評価或いは研修医自らの中断申し出を受け、臨床研修を中断することができる。
- 3) 研修医の臨床研修を中断した場合、院長は速やかに当該研修医に対し法令に基づき「臨床研修中断証」(医師法・歯科医師法16条の2第一項)を交付する。
- 4) 中断した研修医の臨床研修を当院で再開することを希望する時は、中断内容を考慮し可否を決定する。また再開の場合はその内容を考慮した研修を行う。
- 5) 臨床研修を中断した研修医は、希望する研修病院に臨床研修中断証を添えて研修の再開を申し込むことができる。

第11条 評価・判定・修了・進路

1. 研修医の評価は診療科部長・看護部・薬剤部・検査部・放射線部・リハビリテーション

部・事務部から研修管理委員会で評価を受ける。

2. 研修医が2年間の研修を終了したとき、研修管理委員会において研修医の評価を行い、研修修了基準を満たしたと判定された時、院長に報告し臨床研修修了証を交付する。
3. 研修管理委員会で修了基準を満たしていないと判定された場合は院長に報告し未修了と判定した研修医に対してその理由を説明し、臨床研修未修了証を交付しなければならない。
4. 未修了とした研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとし、研修管理委員会は修了基準を満たすための履習計画書を厚生労働省に送付しなければならない。
5. 研修医は、研修修了後の後期臨床研修先を自由に選択する権利がある。

第12条 研修終了の評価法・修了基準

1. プログラム責任者は、研修医ごとの臨床研修目標の達成結果を研修管理委員会に於いて報告する。
2. 研修管理委員会は下記の修了基準に照らし修了認定の可否判定をする。
3. 以下の修了基準が満たされた時、臨床研修修了と認定する。
 - 1)研修実施期間
ア、研修期間(2年間)を通じた研修休止期間が 90 日以内。
イ、研修休止の理由は、妊娠、出産、育児、傷病等の正当な事象。
 - 2)臨床研修の到達目標達成
ア、厚生労働省が示す「臨床研修の到達目標」のうち総ての必須項目達成、および「要経験項目」の70%以上の承認達成。
イ、総てのレポート提出
 - 3)臨床医としての適性の評価
ア、安全な医療の提供ができる。
イ、法令・規則を遵守できる。
ウ、医療人としての適性に問題がない。

第13条 研修の方法・期間・レクチャー

1. 当院の医師研修プログラムによる。
2. 選択科目の選択及び期間
 - 1)選択科目は一年次研修中に決定し研修管理委員長・プログラム責任者の承認を得る。
3. 講義・実習への参加
研修医は次に掲げる各実習、講義などに主体的に参加しなければならない。
 - 1) 研修医オリエンテーション
 - 2) 医療安全講習会
 - 3) 病理検討会
 - 4) ICLS 講習会
 - 5) 各診療科で行われるカンファレンス、抄読会、研究会、勉強会など

第14条 研修医の当直勤務

1. 研修医は研修開始3週目から「副当直」として正式に当直勤務に入る。
2. 当直は原則として月に3～4回程度とする。

第15条 研修医の身分・所属

1. 研修医の身分
 - 1) 研修医の身分は常勤嘱託医とし期間は2年間とする。
 - 2) 研修期間中は一般財団法人甲南会甲南病院に関する就業規則に準ずるものとし、また協力型臨床研修病院での研修においても同様である。
2. 研修医の所属
研修医は、診療部所属とし研修医に関する全般の管理は研修管理委員会の承認のもと診療部が行う。

第16条 研修医の処遇

1. 一般財団法人甲南会 甲南病院給与規定に準ずる。
2. 勤務時間:8 時30 分～17 時15 分
3. 休暇
 - 1) 年次有給休暇は初年度は10日間(採用日から年末までの月数に応じた日数)夏期休暇、忌引き休暇等の特別休暇あり。
 - 2) 当院各診療科ローテーション研修中は各診療科所属長の、協力型臨床研修中はその研修実施責任者の承認に基づいて、研修管理委員長が休暇を許諾し時間外勤務及び出張命令をする。
4. 社会保険:
公的医療保険＝全国政府管掌健康保険
公的年金保険＝厚生年金保険
5. 労働保険: 労働者災害補償保険法、
6. 健康管理:
 - 1) 労働安全衛生法に基づき実施が義務づけられている定期健康診断
 - 2) 当院が必要と認める検査、予防接種等
7. 医師賠償責任保険(推奨)
8. 外部研修活動: 学会、研究会等の参加可、内容によって旅費補助有り。
9. アルバイト: 研修期間中のアルバイトは総て禁止する。

第17条 研修中の相談、心のケア

1. 研修中の悩み・相談はプログラム責任者・研修事務担当者で対応する。
2. 研修事務担当者は、相談を受けるだけでなく、働きかける努力を行う。
3. 指導医、上級医は研修医の身体的、精神的変化を注意深く観察し、問題を早期発見し研修管理委員長に報告する。
4. 必要に応じ、プログラム責任者、副プログラム責任者、指導医からなるサポート体制を起

動する。

5. 相談内容についての守秘を厳格に運用する。

第18条 研修医が行える医療行為・責任・守秘義務等

1. 研修医は、指導医の指示監督の下、別に定める医療行為に関する基準に基づき診療を行う。
2. 前項に基づいて実施した研修医の医療行為に伴い生じた事故等の責任は当院が負う。
3. 研修医は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様である（守秘義務）。

第19条 研修記録の保管、閲覧

1. 研修医に関する以下の個人基本情報、研修情報は、研修修了日（中断日）から5年間は事務部において保管する。
 - 1) 氏名、医籍番号、生年月日
 - 2) 研修開始・修了・中断年月日
 - 3) 研修プログラム名
 - 4) 研修施設名（含協力病院）
 - 5) 臨床研修内容と研修評価
 - 6) 中断理由
2. EPOC による評価記録はEPOC のサーバーに保管される。

附 則 この規定は、2008年4月1日より制定、施行する。

この規定の一部改正は、平成24年4月1日付で改訂する。

この規定の一部改正は、令和2年4月1日付で改訂する。

(様式例第6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 具 英成
管理担当者氏名	診療情報管理室 主任 岸川 直美

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		現物 - 診療情報管理室 その他 - 電子カルテサーバー	紙カルテ 院内規程で定めた順に編綴。 患者管理にはターミナル・デジット方式。 その他は電子カルテサーバー内
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	患者サポートセンター	登録医来院記録簿
	救急医療の提供の実績	カルテ	電子カルテ
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	企画部	ファイル
	閲覧実績	診療情報管理室	ファイル
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	カルテ	地域連携システム

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

甲南医療センター 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護方針に基づいて、甲南医療センターが取り扱う個人情報の適切な保護をするための基本規程である。当院職員はこの規程に従って個人情報を保護していかなければならない。

(本規程の対象)

第2条 この規程は、当院において処理される個人情報であって、組織的に保有する個人情報データベースの全部又は一部をなすものを対象とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存者患者等個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む)をいう。個人情報を、以下に例示する。

- ① 診療録・処方箋・手術記録・助産録・看護記録・X線画像情報・CT画像情報・MRI画像情報・診療情報提供書・調剤録等の診療記録。
- ② 検査等の目的で、患者から採取された血液等の検体の情報。
- ③ 診療提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録。
- ④ 職員(研修医、各部門実習生、委託職員等を含む)に関する情報(採用時の履歴書・身上書・職員健診記録等)

(2) 個人情報データベース

媒体の如何を問わず、特定の個人情報を一定の規則(例えば50音順或いは生年月日順など)に従って整理・分類し、目次・索引等によって、他人によっても容易に検索可能な状態にあるものをいう。

(3) 個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。他に、検査結果・診療記録等の媒体の如何を問わず、個人データに該当する。

(4) 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者(当院)が、開示・内容の訂正・追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。

ただし、①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去する(更新することは除く)ものは除く。

(5) 個人情報管理責任者(個人情報管理室長)

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

(6) 個人情報取扱担当者(診療部長等)

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票等を保管・管理する担当者をいう。

(7) 個人情報保護監査責任者(法人本部事務局長)

個人情報管理責任者から独立した、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

(8) 個人情報保護監査人

病院長から選任され、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

(9) 預託

当院以外の者に、データ処理等の委託のために、当院が保有する個人情報を預けること。

第2章 個人情報の収集(収集の目的)

第4条 個人情報を取得する目的は以下の事項で利用するためである。

1. 院内での利用

- ① 当該患者に提供する医療サービス
- ② 医療保険事務
- ③ 入退院等の病棟管理
- ④ 会計・経理
- ⑤ 医療事故等の報告
- ⑥ 当該患者の医療サービスの向上
- ⑦ 当院内において行われる医療実習への協力
- ⑧ 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ⑨ その他、院内における管理運営業務に関する利用

2. 院外への情報提供としての利用

- ① 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ② 他の医療機関等からの照会への回答
- ③ 患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑤ ご家族への病状説明
- ⑥ 保険事務の委託
- ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ⑧ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑨ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等への診断結果の通知
- ⑩ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
その他、患者への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供
- ③ 雇用管理等

(収集の原則)

第5条 個人情報の収集は、前条目的達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 新しい目的で個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに病院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい目的での個人情報収集が可能となる。
- 4 収集目的に新たな目的が加わった場合、速やかに患者に周知することとする。

(収集方法)

第6条 患者・利用者・関係者から個人情報を収集する方法は以下のとおりとする。

- 1) 当該本人の申告および提供
- 2) 直接の問診または面談
- 3) 患者家族、知人、救急隊員、関係者等からの提供
- 4) 他の医療機関、介護施設等からの紹介状等による提供
- 5) 15歳未満の方の個人情報については、診療に関して必要な事項以外は原則として保護者等から提供を受ける。
- 6) その他の場合(意識不明、認知症等で判断できない場合)は、本人もしくは家族の同意を得て収集する。

(収集方法の制限)

第7条 情報収集にあたっては、適法、かつ前条の方法によって行わなければならない。

- 2 新しい方法又は間接的に個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出を受けた個人情報管理責任者は、速やかに病院長の承諾を得なければならない。承諾後、新しい方法での個人情報収集が可能となる。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第8条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- 1) 門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- 2) 思想、信条及び宗教に関する事項
- 3) 上記1) および2) は疾病と関連する場合に限り利用、収集できる
- 4) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- 5) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

第3章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第9条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務遂行上必要な限りにおいて行う。

2 個人情報管理責任者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報漏洩行為をしてはならない。

3 職員(当院職員、派遣員、外部委託職員)および関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の範囲)

第10条 個人情報は、第4条に掲げた通常の業務で想定される目的の他、次の1)号から5)

号について使用する。

- 1) 患者・利用者・関係者が同意した医療業務
- 2) 患者・利用者・関係者が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- 3) 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- 4) 患者・利用者・関係者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- 5) 裁判所及び令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

(目的範囲外利用の措置)

第11条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、患者・利用者・関係者本人の同意を必要とする。

(個人情報の入出力、保管等)

第12条 個人情報の病院医療情報システムへの入力・出力、およびそれらの管理等は、「甲南医療センター情報システム管理規程」に定める。

診療情報、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票の保管・管理等は「甲南医療センター診療情報管理規程」に定める。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新

の状態に管理しなければならない。診療情報に関する管理は「甲南医療センター診療情報管理規程」に記載する。

2 患者・利用者・関係者から、個人情報の開示・当該情報の訂正・追加・削除・利用停止等の希望を受けた場合は、各部署責任者が窓口となり、個人情報管理責任者は速やかに処理しなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第14条 個人情報管理責任者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、「甲南医療センター情報システム管理規定」を策定し、実施・普及・評価・改善しなければならない。

2 診療記録等は原則として院外等へ持ち出してはならない。ただし、業務遂行上やむを得ず持ち出す場合には所属長の許可を得ることとし、返却後にも所属長の確認を得なくてはならない。

所属長は所管する診療録等の院外等への持ち出し及び返却に関して、日時、利用者、持ち出しの目的等を「個人情報院外等持ち出し記録簿」（式1）に記録し、5年間保存することとする。

3 記憶媒体を使用して院外等へ持ち出す場合は病院配布のUSBを使用しなければならない。

4 「USBメモリー院内利用マニュアル」 参照

（個人情報の委託処理等に関する措置）

第15条 情報処理や作業を第三者に委託する際に個人情報を第三者に預託する場合は、委託担当者は事前に個人情報管理責任者に届け出なければならない。

2 第三者より個人情報の預託を受ける場合においては、第三者の定める管理計画を考慮して当院規程に従うものとする。

3 個人情報管理責任者は、以下の各号の措置を講じ、病院長の承諾を得てから基本契約を締結しなければならない。その後個別契約を締結し、当該個人情報の預託は個別契約締結後にしなければならない。

個人情報の預託先責任者との面接。必要に応じて預託先の情報処理施設の状況の視察あるいは把握をし、個人情報保護及びセキュリティ管理が当院の基準に合致することを確認すること。なお、再委託先については同様の取り扱いをするか、委託先の責任で同様の取り扱いの保証を必要とする。

（1）基本契約書案には次の事項を入れること。

- ① 守秘義務の存在、情報を取り扱える者の範囲に関する事項
- ② 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法についての事項
- ③ 預託先における個人情報の取扱担当者に対する、個人情報保護のための教育・訓練に関する事項
- ④ 契約終了時の個人情報の返却及び消却に関する事項
- ⑤ 個人情報漏洩、その他の事故の場合の措置、責任分担についての事項
- ⑥ 再委託に関する事項
- ⑦ 当院からの監査の受け入れに関する事項

4 個別契約に基づき個人情報を預託先に提供するときは、担当者は前項③の事項を記した書面を預託先に交付して、注意を促さなければならない。

5 委託中、担当者は、預託先が当院との契約を遵守しているかどうかを確認し、万一、契約に抵触する事項を発見したときは、その旨を個人情報管理責任者に通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、ただちに病院長と協議して個人情報の預託先に対して必要な措置を講じなければならない。

7 個人情報管理責任者は、年に1度以上、個人情報の預託先責任者と面接し、必要に応じて預託先の情報処理状況を把握あるいは視察し、監査しなければならない。

8 個人情報管理責任者は、本条に基づき作成された下記文書を、当該預託先との個別契約終了後5年間保存しなければならない。

- ① 基本契約
- ② 個別契約
- ③ 監査報告書
- ④ その他関連文書

(個人情報の第三者への提供)

第16条 個人情報の第三者への提供は本人の同意がない場合は禁止する。

例外として、以下の場合は第三者に提供することがある。

- ① 令状等により要求された場合(届出、通知)
- ② 公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合(疫学調査等)
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

2 第三者への提供は、原則として個人情報管理責任者の承諾を経て、必要な措置を講じた後でなければならない。

3 前期の通知あるいは報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかにその是非を検討しなければならない。

(個人情報の共同利用)

第17条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合、本人の同意を得た後、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

2 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちにその是非を検討し、病院長の承諾を得なければならない。

第5章 自己情報に関する情報主体からの諸請求への対応(自己情報に関する)

第18条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から説明、開示を求められた場合、

診療の現場における診療に関する事項については、主治医は遅滞なく患者・利用者が希望する方法で説明、開示しなければならない。開示に関する詳細の規程は「診療情報開示に関する

院内基準」に定める。

2 家族あるいは第三者への個人情報の提供は、あらかじめ本人に対象者を確認し、同意を得る。一方、意識不明の患者や認知症などで合理的判断ができない場合は、本人の同意を得ずに家族等に提供する場合もある。この場合、本人の家族等であることを確認した上で、本人の意識が回復した際には、速やかに提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明する。

3 開示した結果、誤った情報があった場合で、訂正・追加又は削除を求められたときは、主治医・個人情報管理責任者は、遅滞なくその請求が妥当であるかを判断し、妥当であると判断した場合には訂正等を行う。なお、訂正等を行った場合は遅滞なく患者・利用者に対してその

内容を通知し、訂正等を行わなかった場合には同様にその理由を通知しなければならない。

- 4 死者の情報は患者・利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、「診療情報提供に関する内規」において定められている規程により、遺族に対して診療情報・介護関係の記録の提供を行う。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)

第19条 当院が保有している個人情報について、患者・利用者から自己情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等又は、当院が法令に定められている義務を履行するために必要な場合については、この限りではない。

第6章 管理組織・体制(個人情報管理責任者)

第20条 個人情報管理責任者は、診療情報管理室長がその任務を担い、個人情報取扱担当者は各所属の長とする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有する責任者であって、別に定める業務を行わなければならない。

3 個人情報管理責任者は、各部署に1名以上の個人情報管理担当者及び個人情報管理担当補助者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

4 個人情報管理担当者は、各部署に所属する者の中から、個人情報取扱担当者及び個人情報管理担当補助者を選任しなければならない。

(個人情報保護監査責任者)

第21条 個人情報保護監査責任者は、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり

監査の実施及び報告を行う権限を有し、財団本部甲南医療センター 法人本部事務局長長がその任務を担う。ただし、院外の第三者に監査業務を委託することを妨げない。

2 個人情報管理責任者は、年1回、個人情報保護計画に従って監査を実施し、監査結果を病院長に報告しなければならない。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第22条 個人情報管理責任者は、個人情報及び個人情報保護計画に関しての苦情・相談を「患者相談・苦情窓口」で受け、この連絡先を患者・利用者に告知しなければならない。

(個人情報の漏洩等の場合の連絡先)

第23条 個人情報管理責任者は、個人情報の漏洩等の場合に備え院内の責任者及び行政への連絡体制を整備しなければならない。

第7章 個人情報管理責任者の職務(個人情報の特定とリスク調査)

第24条 個人情報管理責任者は、当院が保有するすべての個人情報を特定し、危機を調査・分析するための手順・方法を確立し、維持しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、各部ごとに前項の手順に従って各部における個人情報を特定し、個人情報に関する危険要因（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄及び漏洩等）を調査・分析の上、必要な対策を策定し、維持しなければならない。

（法令及びその他の法規範）

第25条個人情報管理責任者は、個人情報に関する法令及びその他の法規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならない。

（個人情報保護計画の策定）

第26条個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者の協力を得て、個人情報を保護するために必要な個人情報保護計画を年1回立案して文書化し、実施、評価、改善をしなければならない。

2 個人情報保護計画には次の事項を入れなければならない。

1) 個人情報の特定と危機対策

- ① 個人情報を記録したシステム、媒体の特定
- ② 個人情報に対する危機の識別
- ③ 危機の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善

2) 個人情報保護のための責任者、管理担当者、担当者の業務と業務方法

- ① 個人情報管理責任者
- ② 個人情報管理担当者
- ③ 個人情報取扱担当者
- ④ 患者相談・苦情窓口
- ⑤ 個人情報保護監査責任者
- ⑥ 個人情報保護内部監査責任者

3) 研修実施計画

- ① 前項②-⑤に対する研修実施計画（研修項目・時間割・講師・日程・予算）
一般職員に対する研修実施計画（研修項目・時間割・講師・日程・予算）

4) 委託先に対する監査計画及び必要な場合の研修計画

- ① 監査体制、日程、監査方法、監査報告様式
- ② 委託先研修実施計画（研修項目・時間割・講師・日程・予算）

（本規程等の見直し）

第27条個人情報管理責任者は、監査報告書及びその他の経営環境に照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、少なくとも年1回本規程及び本規程に基づく個人情報保護計画を見直し、病院長の承認を得なければならない。

（文書の管理）

第28条 個人情報管理責任者は、この規程に基づき作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しなければならない。

（研修実施）

第29条個人情報管理責任者は、当院職員その他個人情報の預託先等の関係者に対して、個人情報

保護計画に基づき次のような研修を行い、評価しなければならない。

- 1) 個人情報保護法の内容
- 2) 個人情報保護方針、本規程の内容
- 3) 個人情報保護計画の内容と役割分担
- 4) セキュリティ教育

2 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者に対して下記の如く研修を行い、評価しなければならない。

- 1) 個人情報保護法の内容
- 2) 個人情報保護方針、本規程の内容と個人情報管理担当者の役割
- 3) 個人情報保護計画の内容と個人情報管理担当者の役割
- 4) セキュリティ管理教育
- 5) 個人情報の預託先の調査と監査
- 6) 個人情報の漏洩事故等が発生した場合の対応

3 個人情報管理責任者は、第1項及び前項の研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

第8章 廃棄(個人情報の廃棄)

第30条個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは、適切な廃棄処理業者に廃棄を委託する。

- 2 個人情報を記録したコンピュータを廃棄するときは、特別なソフトウェア等を使用して個人情報を消去し、フロッピー・CD・MO等の記憶媒体は物理的に破壊する。
- 3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別なソフトウェア等を使用して個人情報を消去してから転用する。
- 4 研修医、実習生、派遣員等の雇用管理に利用した個人情報についても、同様の処理をする。
- 5 個人情報の廃棄作業は、個人情報取扱担当者がこれを行う。
- 6 廃棄の基準について、患者・利用者に告知しなければならない。

第1章 罰 則

(罰則)

第31条当院は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒の手続きは職員就業規則に定める。

第11章 規程の改廃

(規程の改廃)

第32条この規程の改廃は、個人情報管理責任者の意見を聞き、個人情報保護推進委員会の過半数の賛成で議決し、病院長がこれを指示する。

(附則)

1. この規程は、平成21年4月1日より施行する。(附則)

2. この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(附則)

3. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

4. この規程は、平成27年4月1日より施行する。

様式1

個人情報院外持ち出し記録簿

1	持出許可者	持出許可日	利用者氏名	持出日	USB情報	持出目的
		年 月 日		年 月 日		
	返却確認者	返却日				
	年 月 日					
2	持出許可者	持出許可日	利用者氏名	持出日	USB情報	持出目的
		年 月 日		年 月 日		
	返却確認者	返却日				
	年 月 日					
3	持出許可者	持出許可日	利用者氏名	持出日	USB情報	持出目的
		年 月 日		年 月 日		
		返却日				
	年 月 日					

(様式例第7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 具 英成
閲覧担当者氏名	主治医及び患者サポートセンター
閲覧の求めに応じる場所	病棟スタッフステーション
閲覧の手続の概要	
<p>登録医毎に電子カルテのIDは発行しておらず、当センター担当主治医同席のもとで、閲覧を行っている。また、登録医がカルテの閲覧を行ったかどうかは、同席した主治医より、患者サポートセンターへ連絡があり、登録医来院記録簿にて管理を行っている。 尚、登録医来院記録簿については、別添資料のとおりである。</p>	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式第8号) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	(2020年度の予定)
委員会における議論の概要		
(2020年度の予定) ・紹介患者、逆紹介患者の紹介手順の確認。 ・共同利用の実施内容、実施方法についての確認。 ・救急医療の提供に関して。 ・地域医療従事者に対する研修の内容、実施回数等について。		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

一般財団法人 甲南会 甲南医療センター

地域医療支援病院運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法第16条の2の規程により地域医療支援病院の運営について、一般財団法人甲南会甲南医療センターが地域の基幹病院として、救急医療をはじめ、かかりつけ医からの紹介された専門的治療が必要な患者の診断・治療を行い、地域の診療所やクリニック等を支援するため、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 委員会は、地域の基幹病院として、地域医療機関や施設との機能分担を図り、地域医療の向上に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げるもので構成し、病院長が委嘱し任命する。

- (1) 医師会の代表者（東灘区、灘区、芦屋市）等医療関係団体代表者
- (2) 神戸市消防署の代表者
- (3) 神戸市保健所の代表者
- (4) 病院の職員
- (5) その他、病院長が必要と認める者。

2 前項第4項の委員の数は、委員総数の半数以下とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、職に任期がある場合は、それぞれの職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の開催は、原則として年1回とし、必要に応じて随時開催できるものとする。

(審議事項)

第7条 委員会は、地域医療支援病院に関する次の事項について審議し、病院長に意見を述べる。

- (1) 紹介患者に対する医療の提供に関すること。
- (2) 共同利用の実施に関すること。
- (3) 救急医療の提供に関すること。
- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関すること。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、患者サポートセンターとする。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、本委員会において決議し、常任理事会の決議にて決定する。

(その他)

第10条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

公益財団法人甲南会 甲南医療センター
地域医療支援病院運営委員会委員一覧表

	委員会での役割	氏名	所属	役職
1	委員長	具 英成	甲南医療センター	院長
2		堀本 仁士	神戸市東灘区医師会	会長
3		片山 啓	神戸市灘区医師会	会長
4		高 義雄	芦屋市医師会	会長
5		岩本 正人	神戸市東灘区歯科医師会	会長
6		金原 克司	神戸市東灘消防署	署長
7		森井 文恵	保健福祉局保健所東灘保健センター	センター長
8		太田 國隆	甲南医療センター	副院長
9		山口 崇	甲南医療センター	緩和ケア内科部長
10		岡崎 幸雄	甲南医療センター	企画部長
11		西山 まゆみ	甲南医療センター	患者サポートセンター副部長

※委員長以外の役割については、初回の委員会にて決定致します。

(様式例第9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（病棟）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW: 梶、位田、永井、伊良原、関本、青山、 久保田 PSW: 宮崎 看護師: 住田、柏木、古屋
患者相談件数	期間: 2019年4月～2020年3月 入院 6,158件 外来 1,081件 7,239件
患者相談の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援(在宅、転院、施設入所等) ・社会保障制度説明、利用手続きのための支援 介護保険、障害福祉サービス等身体障害者手帳、各種医療助成制度、生活保護、障害年金等 ・経済的問題に対する支援 ・療養生活における心理的支援 ・無料定額診療 ・クレーム ・受診相談 ・後見人相談 <p>上記の相談内容について入院・外来問わず、月曜日～金曜日 9:00～17:15の間に対応を行う</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 10)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 2016年3月4日 3rdG; Ver.1.1 一般病院2 (200~499床) (主たる機能)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有 無
・情報発信の方法、内容等の概要 病院ホームページ、病院広報誌、医師会等での講演や会議出席、直接訪問	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有 無
・退院調整部門の概要 ①近厚発0507第15号 入退院支援加算の受理について(通知)別紙添付 ②組織図添付	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有 無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ①脳卒中 神戸広域 脳卒中地域連携バス準用 ②糖尿病 Kobe DM net準用 ③がん(準備中) ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み ①各神戸地域連携協議会参加	

近厚発0507第15号
平成30年 5月 7日

一般財団法人甲南会 甲南病院
開 設 者 様

近畿厚生局長

入退院支援加算の受理について (通知)

貴医療機関から届出のあった標記については、下記のとおり受理したので通知します。

記

受 理 番 号 (入退支) 第4号
受 付 年 月 日 平成30年 4月16日
算定開始年月日 平成30年 4月 1日
内 訳 等

入退院支援加算の区分:入退院支援加算1
入院時支援加算の有無:有
地域連携診療計画加算:有

一般財団法人甲南会 組織図

2018年10月1日現在

